

# ウズベキスタンにおける法整備支援(行政法, 民事訴訟, 犯罪白書) ～司法制度改革とオンラインの活用という観点から～

国際協力部教官

黒木 宏太

## 第1 はじめに

ウズベキスタンでは、持続的な経済発展のために市場経済化を進めており、その基盤となる法整備について支援を必要としている。そのため、法務総合研究所国際協力部は、ウズベキスタンの市場経済化に伴い、基本法令の制定や運用が適正にされるように、技術面での支援をしている。

本稿では、ウズベキスタンにおける法整備支援の3つの主たる活動のうち、行政法関係の活動・民事訴訟関係の活動の内容について、報告する。前者(行政法)は法務省とウズベキスタン司法省との間の協力覚書に基づく活動であり、後者(民事訴訟)はJICA(国際協力機構)の国別研修としての活動である。もう1つの活動は、犯罪白書関係であり、法務省法務総合研究所とウズベキスタン最高検察庁アカデミーとの間の協力覚書に基づくものである。この活動については、次号で庄地美菜子教官より報告される予定であるので、本稿ではその概要のみ簡単に報告する。

支援活動の内容については、ウズベキスタンにおいては大きな司法制度改革が急速に進んでいるところであるので、この司法制度改革との関係に触れつつ、報告することとしたい。

加えて、活動内容のほかに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による渡航制限等がある状況にあって、ウズベキスタンにおける活動及びその準備はWeb会議等のオンラインを活用して比較的順調に進んでいるところ、時節柄、法整備支援におけるオンラインの活用の実践例<sup>1</sup>として参考になると思われるので、オンラインの活用という支援方法等についても、所感を交えて報告する。

なお、本稿のうち、意見等は私見であり、所属部署の見解ではない。

## 第2 ウズベキスタンにおける急速な司法制度改革

ウズベキスタンでは、2016年12月に就任したシャフカット・ミルジヨーエフ大統領のもとで、法の支配の確立に向けた司法制度改革が急速に進められている<sup>2</sup>。司法制度改革は、ウズベキスタンの発展戦略(2017-2021)の5つの優先課題の1つとされており、2021年に向けて、裁判所の独立、司法アクセスの改善、対審の原則の実践、法的な支

<sup>1</sup> 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下における法整備支援の在り方については、小松健太「コロナ危機下の法整備支援のあり方について」ICDNEWS 第83号(2020年6月号)6頁を参照。

<sup>2</sup> 司法改革を具体的に進めていくために、2017年2月21日付けの大統領令“On measures to fundamentally improve the structure and increase the efficiency of the judicial system of the Republic of Uzbekistan”が発せられている。司法制度改革の基本となる大統領令である。

援やサービスの改善等の主要なテーマを中心として、引き続き、大きな改革がされていく見込みである。2017年から、矢継ぎ早に多くの大統領令が発せられ、様々な改革がされており、他国の例と比べても、幅広い積極的な司法制度改革がされている。

行政法関係、民事訴訟関係については後述することとし、例えば、裁判所関係、法律専門職による法的サービス関係については、次のような改革がされている。

裁判所関係についてみると、司法の独立を確保するための改革として、最高司法委員会の設置（司法権の独立を確保するための機関）、裁判官の任命プロセスの透明化がされた。また、2018年には、民事訴訟法の改定と経済訴訟法の改定がされるとともに、経済裁判所の数・役割が強化された。さらに、最近の大統領令<sup>3</sup>では、検察官の訴訟参加についての国際標準に沿った調整（ウズベキスタンでは、民事訴訟等において、制度上及び実務上、検察官関与があるところ、この調整がされることとなる。）、審級の見直し（「1つの裁判所－1つの審級の原則」の導入。ウズベキスタンでは、第一審の続審として控訴審・破棄審があり、このような同一審級に2つの続審がある状況が整理されることとなる。なお、控訴審・破棄審の上級審は監督審であるが、これについても整理される可能性が高い。）などについて言及されており、引き続き、大きな改革がされる見込みといえる。

法律専門職による法的サービスについてみると、大統領令<sup>4</sup>を踏まえて、弁護士地位の向上などが図られている。例えば、弁護士資格を剥奪できるのは裁判所のみであること、弁護士の接見交通権が認められたこと（妨害されることなく、また、録音録画により監視されることなく、クライアントに会うことができるようになった。）、弁護士活動のために裁判所の建物内にコンピュータやスマートフォンを持ち込めるようになったことなどが挙げられる。

### 第3 ウズベキスタン行政法解説書作成支援

#### 1 司法制度改革

行政法分野についての司法制度改革をみると、2017年に各地に行政裁判所が設置され、2018年に行政手続法及び行政訴訟法が制定され、大きな改革が既にされたところである。とくに、これらの行政法の制定については、2005年から、JICAプロジェクトによって、市橋克哉教授をはじめとする日本の研究者を中心に、一般的な行政手続法及び不服審査手続を規定する行政訴訟法の起草支援が行われ、同プロジェクトは、2012年に終了したものの、その後も、歳月を経て何度も修正を重ねた結果、制定に至ったものであり、日本の法整備支援とも関わりが深いものといえる。

もっとも、ウズベキスタンにおいては、行政手続法及び行政訴訟法が制定されても、これらの行政法の法原理（比例原則、保護の原則等）や法概念（行政行為、事実行為等）

<sup>3</sup> 2020年7月24日付けの大統領令 "On additional measures to further improve the activities of the courts and increase the effectiveness of justice"

<sup>4</sup> 2018年5月12日付けの大統領令 "On measures to fundamentally improve the effectiveness of the legal profession and the expansion of the independence of lawyers"

とその背景にある法理論は未知のものであり、これらの法原理や法概念を解釈し運用した経験がない<sup>5</sup>。そこで、JICA及び市橋教授らによる法典化支援に続き、国際協力部として、これらの行政法の運用支援を行うこととなった。

## 2 活動内容

### (1) 論点中心の解説書

行政手続法及び行政訴訟法の運用について、その解釈や役立つ事例を盛り込んだ「解説書」の作成支援である。

すなわち、ウズベキスタンにおいて、現場で行政活動をする行政官、行政関係の紛争を処理する裁判官をはじめとする法律家にとっては、これらの法律が制定されたものの、新たに導入された概念などもあり、これらの解説がなければ、実務においてこれらの法律を運用していくことには困難を伴う。もっとも、解説書といっても、色々なタイプのものがあり、いわゆる条解のコンメンタールのような逐条の解釈指針を示すものを作成することも考えられるし、初学者向けの基本書のようなものを作成することも考えられる。しかし、前者は膨大な作業を伴い相当な時間を要するため実務が停滞する可能性があるという問題点、後者は実務で使うには適さない面もあるという問題点があることから、現在は、論点中心の解説書、すなわち、国際的なスタンダードという観点からみて重要と思われるトピックについて、一通り丁寧な解説を加えていくものを作成することとしている。

### (2) 論点の選定

現時点では、これまで議論した論点（①行政行為、②理由の提示、③職権取消と信頼保護、④比例原則、⑤聴聞、⑥適法性原則）などが盛り込まれる予定である。

それ以外にも、裁判所による裁量コントロール（審査基準、処分基準等）、文書の閲覧、行政訴訟法関係の論点（原告適格等）、管轄などの論点を盛り込みたいという要望があるため、上記に記載したとおりの論点中心の解説書という観点から、取捨選択をしつつ、柔軟に論点の選定を行っていく予定である。

### (3) これまでの作成支援

日本側の関係者（市橋教授、国際協力部〈森永太郎部長、担当教官ら〉）とウズベキスタン側の関係者（司法省、行政法の研究者等）との間で、2020年9月以降、毎月1回のペースで、Web会議にて、打ち合わせをしている。打ち合わせでは、実質的には、行政法の各論点についての意見交換を行っている。内容としては、①ウズベキスタン側からの発表（適法性の原則、比例原則、行政行為等）及びそれに対する日本側のコメント、②日本側からの発表（市橋教授及び庄地教官による法律の留保に関する発表等）及びそれに対するウズベキスタン側のコメントという流れで進められている。

<sup>5</sup> 問題点の指摘や運用支援の困難さについては、市橋克哉「ウズベキスタンにおける行政法分野の法整備支援の今」CALE NEWS44号（2020年3月号）12頁や、同「ウズベキスタンにおける行政法の法典化と法解釈および法解釈学の可能性」ICD NEWS 第75号（2018年6月号）23頁を参照されたい。

なお、この活動のほかにも、2020年7月にはウズベキスタンの裁判官研修所の会議において、日本側から行政法に関する発表（市橋教授より行政手続法の諸問題について、当職より第三者の原告適格について）をしたり、2020年10月にはタシケント国立法科大学において、学生及び教員向けに行政法に関する講義（当職より訴訟類型と証明責任の分配等について）をしたりするなど、ウズベキスタンとの間で、行政法に関する意見交換を活発に行っている。

### 3 今後の検討課題について

行政手続法及び行政訴訟法の運用についての課題としては、例えば、次のようなものが挙げられる。

- ・ 行政手続の基本原則（適法性の原則、比例原則、聴聞を受ける機会の原則等）が理解されること。例えば、適法性の原則（ウズベキスタン行手法6条）には、日本の「法律の留保」の議論が含まれると解される余地があるが、どのような行政活動について、どのような根拠（法律、大統領令や通知等の下位法令等）が必要なのかについては十分に議論されていないように見受けられる。
- ・ 「行政行為」の用語につき定義規定（ウズベキスタン行手法4条）ができたものの、この解釈は問題である。例えば、土地の利用方法の違反により、行政機関が私人に対して土地の利用契約を取り消したこと（これが契約解除という趣旨なのかも判然としない）について、契約の取消し自体がいわば不利益処分として行政行為と解されているようである。日本における講学上の「行政行為」の議論や実定法上の「処分」に関する議論などを参考に、行政処分・事実行為・行政契約等というような概念については、今後整理していくべきと思われる。
- ・ 行政裁判所の管轄の問題もある<sup>6</sup>。行政訴訟法の視点からは、行政裁判の訴訟対象は「決定及び（事実）行為」であり、このうちの「決定」は日本法のいうところの行政処分であるようであるから<sup>7</sup>、行政手続法が初めて実定化した「行政行為」概念と行政裁判の訴訟対象との関係を整理しなければ、そもそも行政裁判所の管轄も不明確にならざるを得ない。例えば、ウズベキスタンでは、執行官の決定に対する不服を申し立てる訴訟は経済裁判所の管轄となるが、執行官が執行手続を放置するという不作為に対する不服を申し立てる訴訟は行政裁判所の管轄となるようである。これを前提とすると、行政裁判所における不作為に対する訴訟の係属中に、執行官が執行しないという決定をした場合には、その決定に対する訴訟は経済裁判所の管轄となるように思われる。扱う事象はほぼ裏表ともいえる関係にあるところ、このような管轄でよいかは議論の余地があると思われる。

<sup>6</sup> 管轄との関係では、判決効の問題も検討の余地がある。立証免除事由に関する条文として、「民事裁判所又は経済裁判所の判決により認定された、事件に関与する者に関する状況については、民事裁判所又は経済裁判所の確定判決が、別の事件を審理する行政裁判所に対して拘束力を持つ。」（ウズベキスタン行訴訟法72条）とされており、他の裁判所の判断が、行政裁判所を拘束し得るからである。

<sup>7</sup> ネマトフ ジュラベック「ウズベキスタンにおける行政裁判制度の法的諸問題（5）—旧ソ連における行政に対する司法審査との比較研究—」名古屋大学法政論集 268号（2016）248頁参照。



- ・ 行政事件における検察機関の位置付けや関与の在り方も問題となる。ウズベキスタンでは、検察官が「法律の一般的な守備」（法律の適合性を一般的に守る権限）を持つ（旧ソビエト時代の「一般監督権限」にあたるもの）ため、違法活動を行った行政機関に対して、検察官は「異議の申出」（Protest）を行う権限を持っている。この「異議の申出」に当該行政機関が従わない場合、検察官は、「行政機関の行為の違法確認を求める訴え」を裁判所に提起でき、行政訴訟において原告となり得る。しかし、検察官の人的資源の問題等も踏まえて、行政事件のみならず、民事事件や経済事件においても、検察官関与の在り方は今後も検討されていくものと思われる。

また、これは、原告適格とも関わる問題である。検察官が原告となる場合は原告適格の問題は生じないが、市民が原告となる場合には原告適格の問題が生じ得るからである（もっとも、ウズベキスタンには、第三者の原告適格についての明文の規定はない。）。

#### 第4 民事訴訟関係の国別研修（本邦研修）

##### 1 司法制度改革

民事訴訟関係についての司法制度改革をみると、大統領令<sup>8</sup>に沿って、民法等の民事基本法令やその関連法令を国際的なスタンダードや近代化に伴う要請に応える形で改正するなどの改革をしようとしているところである。基本的には、計画経済から市場経済へと移行させ、例えば、私的財産に関する権利を強化するなど、企業活動を活性化させる方向性での改正を試みているものと見受けられる。

ウズベキスタン政府としては、ウズベキスタンの社会状況と国際的なスタンダードを考慮しつつ、このような改革を進めていくことになるが、そのためには、日本の経験を学ぶことは有意義であるということで、このような国別研修をすることとなった。

##### 2 ウズベキスタンの民事訴訟制度

日本の民事訴訟における処分権主義や弁論主義等との対比でみると、次のような点の特徴である。社会主義法の特徴（真実は発見されるべきという考え方、国家監察的な検察官の役割）が見受けられる。

- ・ 当事者以外の者（特に検察官）による提訴権がある（ウズベキスタン民訴法189条参照）。この意味で、訴訟の開始の局面における日本の処分権主義とは異なる。
- ・ 裁判所は、原告の権利利益を保護するために必要な場合等には、原告の申立事項を超えて審判することができる（ウズベキスタン民訴法254条）。この意味で、原告が審判範囲の限界付けをするという日本の処分権主義とは異なる。
- ・ 原告による取り下げには裁判所の受諾が必要とされ、両当事者の訴訟上の和解には裁判所の承認が必要となる（ウズベキスタン民訴法124条）。この意味で、訴訟

<sup>8</sup> 2019年4月5日付けの大統領令 “On measures to improve civil legislation of the Republic of Uzbekistan”

終了の局面における日本の処分権主義とは異なる。

- ・ 裁判所は提出された資料及び説明に制限されず、事案の真相及び当事者の権利義務について、包括的で完全で客観的な明瞭化のために、法律の定める措置を講ずる権限を有する（ウズベキスタン民訴法15条）。この意味で、当事者の主張しない事実を裁判の基礎に据えることはできないという日本の弁論主義とは異なる。
- ・ 自白された事実は証明を要さない。ただし、裁判所が疑問をもった場合には、通常と同様の証明を要する（ウズベキスタン民訴法81条）。この意味で、自白が成立した事実は裁判の基礎に据えなければならないという日本の弁論主義とは異なる。
- ・ 証拠は当事者等により提出されるが、当事者等から提出された証拠が不十分である場合において、当事者等が補充の証拠を提出することが難しいときには、裁判所は、当事者等の求めに応じて、証拠収集の援助をすることもできる（ウズベキスタン民訴法72条）。この意味で、職権証拠調べの禁止という日本の弁論主義とは異なる。

他方で、日本の民事実体法の規定及び運用との対比でみると、次の点が特徴である。こちら、社会主義法の特徴（裁判官は法解釈をしてはならないという考え方、計画経済体制の法）が見受けられる。

- ・ 法律の解釈は、最高裁判所の総会決定を参考に行われる。最高裁判所の総会は、法律をどのように解釈すべきかについて総会決定の中で見解を示し、下級裁判所は、この決定をもとに事件処理をしている。すなわち、法律の解釈は、現場の裁判官ではなく、最高裁の総会決定によってされている面がある<sup>9</sup>。

もっとも、最高裁によるという意味では、（立法権・行政権と対比する文脈では）司法権の独立に寄与している面もあるようであるが、裁判官の独立という観点からの疑問もあるようである。

- ・ 民法という基本法に、日本では特別法に規定されている事項が多く含まれている。例えば、日本での保険法、知的財産法、法の適用に関する通則法は、ウズベキスタンでは民法に規定されている。
- ・ 契約<sup>10</sup>については、典型契約として明文規定されているものが多い点に特徴がある。例えば、リース契約、銀行預金契約、信託管理契約、フランチャイズ契約なども典型契約として規定されている。このように日本では非典型契約とされている契約についても、民法で規定される典型契約とされているものが多い。この点については、理想的には裁判官が非典型契約について当事者の意思をしっかりと解釈できたほうが

<sup>9</sup> このような事情もあり、法解釈学が発展しにくいということはこれまでも指摘されてきた。岩井具之「ウズベキスタン現地セミナー」ICD NEWS 第77号(2018年12月号)200頁のうち、ウズベキスタン側の発言などを参照。

<sup>10</sup> そもそも契約制度としては、私的自治の尊重と国家による契約の法的拘束力の承認との関係が興味深いところである。当事者は、自分の生活空間を自由に形成することが認められる。そうした私的自治に対して、国家は必要以上に介入してはならない。当事者のした約束を国家が「契約」として承認し強制することも、私的自治からみれば国家による介入としての性格をもつ。このような私人と国家との関係が、非典型契約・典型契約の内容や、契約の自由の内容にも影響を与えている。この点については、山本敬三『民法講義IV-1 契約』（有斐閣・2005年）17頁参照。

よいとも考えられる一方で、ウズベキスタンでは、裁判官が非典型契約について当事者の意思解釈をするという運用が確立されていない場合もあり、その場合には、法律に明記されていることが、社会の安定や投資の促進につながることも多く、法律に定めておくことについて、現時点では合理性があるとする見解もある。

契約の自由については、上記の典型契約・非典型契約の話とも関係するが、契約の自由の消極的側面（契約締結の自由、相手方選択の自由、内容形成の自由、方式の自由）との関係では、例えば、契約で定めるべき内容については政令で書かれていることなども多くあり、内容形成の自由（どのような内容の契約をしてもよいという自由）については日本に比べると制限がある印象である。

### 3 国別研修（本邦研修）の概要

JICAの国別研修として、2020年4月から2023年3月までの3年間で、毎年1回・約2週間、「権利の保護と経済の自由化のための司法能力の強化」に関する研修をすることを予定しており、研修の内容としては、民法・民事訴訟法の運用に関する研修を予定している。

第1回目となる令和2年度の研修は、訪日での実施を検討しているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、日程を短縮した上で、Web会議等のオンラインを活用して実施する可能性もある。民事訴訟制度の概要は上述したとおりであるが、これを踏まえて、市場経済の下における民法・民事訴訟法の運用の在り方及び実例を紹介しつつ、ウズベキスタンにおける今後の議論の参考にしていきたいと考えている。

## 第5 犯罪白書作成支援活動の概要

国際協力部では、2020年6月より、ウズベキスタン最高検察庁アカデミーによる犯罪白書の作成について、支援を開始した。

日本側の関係者とウズベキスタン側の関係者との間で、毎月1回のペースで、Web会議にて、ワークショップをしており、統計データの集積方法やビジュアライゼーションの実情等について、活発な意見交換を行っている。この活動については、支援の経緯等も含めて、次号で庄地教官より報告される予定である。

## 第6 オンラインの活用

### 1 新型コロナウイルス感染症の法整備支援への影響<sup>11</sup>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、世界では、互いの国を自由に行き来することができなくなり、分断が生じている。法整備支援の活動も、当然大きな影響を受けている。日本の法整備支援は、対象国の関係者との間で密接にコミュニケー

<sup>11</sup> 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況下における法整備支援については、森永太郎「コロナ禍とICD」CALE NEWS45号（2020年9月号）3頁、枝川充志「コロナ禍におけるベトナム法整備支援の現状と今後」同号4頁、内藤裕二郎「リモート法整備支援」同号5頁も参照されたい。

ションをしながら活動を行い、支援対象国の主体性を重視した「寄り添い型」の支援であることが特徴であるが、日本の関係者と対象国の関係者が互いの国を自由に行き来することができなくなった状況で、相互のコミュニケーションをどのように図り、「寄り添い型」の支援をしていくことができるかが問題となる。

## 2 国際協力部のテレワーク環境等

ところで、私は、2020年4月から、国際協力部教官として勤務しているが、これまで、ウズベキスタンに出張することがないだけでなく、国際協力部のある国際法務総合センターに出勤することもほとんどなく、テレワークで勤務をしている。国際法務総合センターでは、新型コロナウイルス感染症対策として、教官は原則テレワークとするとともに、国際事務部門では、出勤者数を絞った上で、事務机の間にパーティションを設けたり、一部の出勤者は別室での分散勤務をしたりしている。

国際協力部では、テレワーク環境が整備されている。ほとんどの必要な資料は電子化されており、サーバー上の共有フォルダに保存されているため、ペーパーレス化が進んでいる。リモートアクセスツールにより、テレワーク中であっても、データやソフトウェアにアクセスできるため、電子化された資料等を参照することができる。また、コミュニケーションツールとしては、メッセージ、Eメールのほか、メッセージ等では伝わりにくい細かいニュアンス等については、電話、Web会議システムを利用して、情報共有をすることができる。このように、ペーパーレス化、リモートアクセス、コミュニケーションツール、とテレワーク環境は一通り整っているといえる。

## 3 ウズベキスタンの法整備支援におけるオンラインの活用と所感

### (1) ウィズコロナ時代のオンラインの活用

国際協力部による法整備支援は、支援対象国から来日する法・司法関係者向けの本邦研修や、現地セミナー、相互訪問による共同研究などが活動の中心である。すなわち、互いの国を自由に行き来できることが活動の前提となっているところ、今年度に予定されていたこれらの活動については、全て延期か中止となる可能性が極めて高い状況である。

#### ア 本邦研修等自体について

このような状況にあって、活動の中心である本邦研修等について、Web会議にて代替する形での開催を検討することは自然な発想であり、ウズベキスタンの国別研修（本邦研修）についてはこの代替手段を検討している。

私自身、この間、多くのWeb会議によるセミナー等に参加してきたが、参加しやすい・参加人数も多くできるなどのメリットがある一方で、反応が分かりにくい・集中力が続きにくい・目が疲れるなどのデメリットもあるように感じている。これらのメリット・デメリットを踏まえながら、ウズベキスタンの国別研修（本邦研修）の代替手段として、Web会議による開催を検討している。例えば、参加人数については訪問の研修よりも人数を増やす等の柔軟な対応をしつつ、各研修のコマを短くしたり意見交換を多めにしたりして集中力を保ちやすくするなど



の工夫をしていくべきであると感じている。

もっとも、日本の関係者と対象国の関係者が相互に行き来できた場合とは異なり、施設等を訪問しながら互いの制度を知ったり、実際に文化・社会・雰囲気を感じ取ったり、公式にも非公式にも直接の対話を重ねたりして、ひいては、信頼関係を構築していくといったようなことは、Web会議による開催では代替することは非常に困難であると思われる。これらの困難についても、できる限り解決していきたいとは考えており、例えば、Web会議による開催の可能性があるウズベキスタンの国別研修（本邦研修）では、民事訴訟に関するビデオ教材を作成することで、せめて施設訪問等の雰囲気だけでも感じてもらいたいと準備をしているところであるが、これが完全な代替にはならないことは言うまでもない。

要するに、ウィズコロナ時代においては、Web会議による本邦研修等が活動の中心になると思われ、様々な工夫をすることができるものの、どれほど工夫をしても、完全な代替になり得るものではないと感じている。

#### イ 本邦研修等の準備について

他方で、本邦研修等の準備についてみると、オンラインの活用により様々な面で円滑化・効率化が進んでいるように思われる。

これまで、ウズベキスタンのように長期専門家が派遣されていない国においては、英語メールでのやり取りによる準備が通常であった。多くの場合、国際協力部側の担当教官と対象国のカウンターパート機関の窓口担当者が直接やり取りするか、又は、日本の関係機関（JICA、名古屋大学等）の対象国現地オフィスのスタッフを通じて対象国のカウンターパート機関とやり取りするなどしていた。多くの場合はこれでも上手くいっていたものの、一部の国や案件では、メールを送ったもののなかなか返信がなかったり、窓口担当者が英語を得意としていなかったり、窓口担当者が頻繁に変わったりして安定しなかったり、窓口担当者とキーパーソンとの間で伝言ゲームのようになり意思疎通が上手くいかなかったりなどの問題もあった。この点は、オンラインの活用によって、かなり円滑になってきているものと思われる。すなわち、Web会議で打ち合わせをすることで、実際に通訳にも参加していただいて互いの母国語で議論を進めることができ、同時的なやり取りができ、多数の関係者が一同に参加することでニュアンスを含めて情報共有することができ、日本及び対象国のキーパーソン等にも参加していただくことでその場で話を進めることができ、（画面越しとはいえ）お互いに顔を合わせながら話をすることができ多少の温度感を感じることができるなど、円滑なやり取りをすることができている。例えば、ウズベキスタンの国別研修（本邦研修）では、Web会議でやり取りすることで、対象国のニーズの項目中でどこの部分にどの程度の比重に関心があるかなどの細かい部分を把握することができ、実体法と手続法のコマの比重を調整するなどの準備をすることができている。もっとも、これまでは、メールでのやり取り以外にも、研修の準備段階で、現地出張を

することで、対象国のニーズを正確に把握するようにしていたところであり、Web会議でのやり取りは、メールでのやり取りと比べるとニーズを把握するのに適しているものの、現地出張と比べるとニーズを把握する手段としてはかなり劣る。

これより進んで、ウズベキスタンの行政法に関する活動の打ち合わせでは、毎月1回のペースで、実質的には、行政法の各論点についてのWeb会議での意見交換を行っているし、犯罪白書の活動でも、毎月1回のペースで、Web会議でのワークショップを行っている。これらのWeb会議での活動は、それ自体が解説書の作成等に向けた小規模な意見交換会であるとともに、状況が許せばいずれは開催することを予定している相互訪問による研修について、その研修の準備又は研修の効果を高めるための論点整理的な活動ともいえるものである。このようなWeb会議の活用は、充実した研修をする上で、かなり効果的な手段といえると思われる。裁判で例えるなら、争点整理と公判のようなものであり、争点整理についてはオンラインを活用することで円滑的・効率的に進めていくことができていると感じている。もっとも、当然ながら、充実した争点整理が公判を代替するものではない。また、これらの論点整理的な活動が、オンラインの活用により比較的上手く進んでいるのも、結局は、これまで、日本の関係者と対象国の関係者が相互に行き来し、信頼関係を築いてきたからである。

#### ウ その他について

国際協力部の部内会議等については、便利になった面があるといえそうである。国際協力部では、教官は原則テレワークのため、Web会議による内部会議をしており、一部の会議については、長期専門家にも参加していただいている。このようなWeb会議の活用は、当初は、従来行っていた対面での会議を代替するという面が大きかったが、現在は、これを超えた機能を果たしている。すなわち、これまで、国際協力部では、教官や専門官の出張が多く、日程調整に難航したり、本来出席が望まれる者を欠いたまま会議を行わざるを得なかったりしたところ、今後は、出張等で違う国にいたとしても、全員が参加可能な会議もしやすくなった点や、さらには、長期専門家等にも参加していただき易くなった点は、便利になったといえる。加えて、部内会議ではないが、Web会議を活用することで、担当国やプロジェクトを超えて、法整備支援に関わる多くの関係者で会議をしたこともあり、なかなか集まることができない多くの関係者が参加することができた。

また、移動時間と他の業務との兼ね合いの都合等により、これまで参加したくとも参加できなかった国際会議等に、多くの教官が参加できるようになった。これは国際協力部の体制のほかにも、国際会議等自体がWeb会議に対応するようになったことが大きいと思われるが、国際会議等への参加は関心や見聞を広げる上で非常に有意義であり、便利になったといえる。私自身、この間、色々な国際

会議等に参加させていただいた。ある1週間では、ラオスで開催されているサブワーキンググループへの参加、ニューヨークで開催されているUNDP（国連開発計画）の年次総会の聴講、ウズベキスタンで開催されている裁判官研修所での講義、ベトナムで開催されているJCC（合同調整委員会）への参加という週があり、移動時間と物理的距離を超えて、およそ参加できなかった会議等に参加できているという点において、Web会議の利便性を感じたところである。

## (2) ポストコロナ時代のオンラインの活用

ポストコロナ時代、すなわち、互いの国を自由に行き来できるようになった場合には、支援対象国から来日する法・司法関係者向けの本邦研修や、現地セミナー、相互訪問による共同研究などの中心となる活動を再開させることができる。他方で、ウィズコロナ時代において、日本の関係者及び対象国の関係者のいずれもがWeb会議をすることに慣れたことは、法整備支援のやり方の選択肢を増やしたものともいえる。ウィズコロナ時代に引き続き、オンラインの活用も工夫していくべきであるとも思われる。

これまで述べたことをまとめると、次のようなことが考えられる。これは、上述したような国際協力部のテレワーク環境を前提としたものであり、今後これらの環境がより良くなれば、できることがさらに増えるであろう。

ア 本邦研修等自体については、これまでと同様に、日本の関係者と対象国の関係者が相互に行き来して行うことで、施設等を訪問しながら互いの制度を知ったり、実際に文化・社会・雰囲気を感じ取ったり、公式にも非公式にも直接の対話を重ねたりして、ひいては、信頼関係を構築していくことになるだろう。

もっとも、本邦研修等の開催のやり方については、オンラインの活用により、選択肢が増えたものと思われる。例えば、現地セミナーを開催するにしても、集合方式とWeb会議方式を併用することで、会場の収容人数を超えて参加人数を増やすことができたり、地方の法曹関係者等の参加が容易になったり、あるいは、Web会議の機能を駆使して質疑応答を容易にできたりすると思われる。

イ 本邦研修等の準備については、日本の関係者及び対象国の関係者のいずれもがWeb会議慣れしたことにより、英語メールでのやり取りによる準備の一部又は大部分を、Web会議でのやり取りで代替できる可能性がある。また、Web会議によって、充実した研修のための論点整理的な活動をすることもできる。このようなオンラインの活用によって、訪問による研修の効果をこれまで以上に高めることができると思われる。

他方で、ポストコロナ時代においても、研修の準備段階で、現地出張をすることで、対象国のニーズを正確に把握する必要性は高いと思われる。また、オンラインの活用も、信頼関係が前提となるものであり、これまで自由な行き来ができない期間が相当長期になっていることからすると、色々な機会に、互いに直接会い、膝を突き合わせて対話をする必要性は益々高くなっていくものともいえる。

ウ 国際協力部の部内会議等については、ポストコロナ時代においても、引き続き、Web会議を活用することにより、全員が参加可能な会議による情報共有や、各国のプロジェクトを超えた情報共有をすることで、互いの活動に良い影響を与え合うことができると思われる。

国際会議等についても、ポストコロナ時代においても、引き続き、国際会議等自体がWeb会議での対応を続けることが予想される場所でもあり、これまでと比べて、多くの国際会議等へ参加できるようになったことで、関心や見聞を広げる良い機会を得ることができるものと思われる。

## 第7 おわりに

ウズベキスタンは、シルクロードの要衝として古くから文化的に栄えた地域であり、学問の水準が高いといわれている。また、名古屋大学が2000年代初頭からタシケント国立立法科大学と学術提携を行い、同大学内に名古屋大学日本法教育研究センターを設立して、日本法を教育するなどしていることなどから、日本へ留学する優秀な学生も多く存在する。

私自身も、犯罪白書や行政法の活動を通じて、ウズベキスタンの法律実務家等と議論させていただいたり、名古屋大学のご協力の下、同大学のウズベキスタンの学生と勉強会をさせていただいたりしているが、議論のレベルが総じて高く、毎回とても勉強になると感じている。また、母国語に加えて、英語や日本語も堪能な方も多い。

本稿で記載したような今後の課題はあるものの、ウズベキスタンは、急速な改革を進めていく気概やエネルギーがあり、優秀な人材も多く、今後の発展が期待される楽しみな国である。国際協力部としても、今後もウズベキスタンとの協力関係を継続しつつ、時に切磋琢磨しながら、発展に協力していきたい。